令和2年度「卓越大学院プログラム」審査要項

卓越大学院プログラム委員会

「卓越大学院プログラム」は、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材(高度な「知のプロフェッショナル」)を育成することを目的とする事業である。

「卓越大学院プログラム」の審査は、この審査要項及び「令和2年度『卓越大学院プログラム』審査基準」により行うものとする。

I. 審查方針

1. 選定する計画構想

卓越大学院プログラムは、国際的に通用する博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラムを構築・展開する取組について、以下の(1)から(4)の要件を満たすものの中から、高度な「知のプロフェッショナル」育成という目的に照らし、「卓越性」、「標準の実現可能性」「継続性及び発展性」「大学院改革事業としての音楽」等を、教育

「構想の実現可能性」、「継続性及び発展性」、「大学院改革事業としての意義」等を、教育研究の観点及びマネジメントの観点から総合的に勘案し選定する。

ただし、審査の結果、卓越性が認められない取組は、実現可能性・継続性及び発展性・大学院改革事業としての意義が全て認められる場合であっても、採択しないものとする。

- (1) 高度な「知のプロフェッショナル」を育成するために、養成すべき人材像(どのような分野で活躍し、いかなる価値を創造して人類社会の課題解決を牽引する人材を育成するか)を明確に設定しているものであること。
- (2) 学長の責任の下、大学本部が主体的に関わる体制を構築し、当該大学の大学院全体の改革を実現する観点から、プログラムの構築・実施、成果の波及、取組の継続性・発展性の確保等を図るものであること。
- (3) 補助期間終了後に、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みとして の質が下がることがないようにすること。
- (4) 高度な「知のプロフェッショナル」にふさわしい俯瞰力及び独創力並びに高度な 専門性が涵養されるよう、広範かつ一貫した教育課程を構築するものであること。
- ※ 卓越大学院プログラムにおける「学位プログラム」とは、
 - ① 博士課程において、どのような人材を養成するのかを明らかにし、
 - ② 専攻の枠を超えて、担当する教員によって組織的な教育・研究指導体制を構築し、
 - ③ 教員間の綿密な協議に基づき、学生が修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示し、
 - ④ 一貫性のある教育を通じて、その課程を選択した学生に必要な知識・能力を修得させ、 博士学位の授与とともに修了する、
 - という①~④の要素を1つのプログラムとしてとりまとめたものである。

申請単位である「学位プログラム」には、「プログラム及び取組の内容」、「プログラム担

当者等をはじめとした教育研究体制の整備」、「学生に対する活動等の支援や環境の整備」が含まれる。

2. 審査の進め方

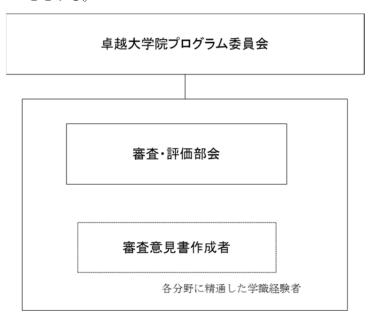
審査は、大学からの申請に基づき、卓越性、構想の実現可能性、継続性及び発展性、大学院改革事業としての意義及び申請要件への対応を確認した上で、明確な改革構想に基づく学位プログラムの卓越性、実現可能性、継続性・発展性、大学院改革事業としての意義について、公平・公正に審査を行うものとする。

Ⅱ. 審査方法

1. 審查体制

審査に当たっては、「卓越大学院プログラム委員会」(以下「プログラム委員会」という。) の下に、審査を実施する「審査・評価部会」を設置するほか、申請プログラムの関連専門 分野に精通した学識経験者複数名を審査意見書作成者として置く。

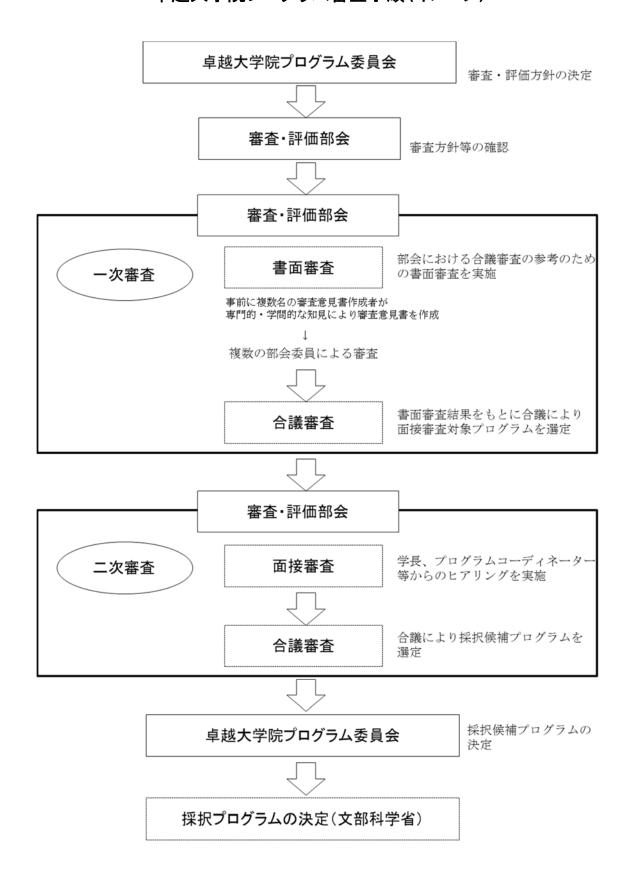
なお、プログラム委員会、審査・評価部会の審査に当たっては、原則として、①全員が 文部科学省外部の有識者であること、②文部科学省からの出向者及び元文部科学省等の 職員を含めないこととする。



2. 審查手順

- (1) 審査・評価部会において、提出された申請書類による「書面審査」を行う一次審査とヒアリングによる「面接審査」を行う二次審査の2段階審査を経て採択候補プログラムを選定する。
 - 一次審査では、まず審査意見書作成者が、専門的・学問的な知見により申請プログラムに深く関係する分野にかかる学術活動の水準等の卓越性及び教育プログラムのとしての卓越性について意見を付す審査意見書を作成する。次に、各申請に対し複数の審査・評価部会委員(以下「部会委員」という。)が審査意見書を参考にしつつ書面審査を行う。その後、部会委員の合議により、申請書類、審査意見書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査対象プログラムを選定する。
 - 二次審査では、面接審査として、部会委員全員による申請者へのヒアリングを行う。その後、部会委員全員の合議審査により、採択候補プログラムを選定する。 評価に当たって、部会委員は評点とともに各申請の長所と短所を中心とした審
 - 評価に当たって、部会委員は評点とともに各申請の長所と短所を中心とした番査意見を必ず付すものとし、それらの審査意見を参考にしながら、最終的に、合議により個々の申請の評価を総合的に判断するものとする。
- (2) 審査・評価部会は採択候補プログラムについてプログラム委員会に報告し、プログラム委員会は採択候補プログラムを決定する。

卓越大学院プログラム審査手順(イメージ)



3. 審查方針

評価項目は以下のとおりとし、個々の要素を踏まえて評価を行う。

なお、公募要領には、「対象となるプログラム」に対し「期待される取組」を例示する とともに、「申請内容等」の説明の例示として「個別記載事項」を示しており、申請書の 記載内容に応じて、適宜評価の際に参照する。

1-1. 審査意見書作成に係る評価項目

審査意見書作成においては、審査意見書作成者が自らの持つ専門的・学問的知 見を活用し、以下の項目に関する意見を作成する。

(1) 学術活動の水準等の卓越性

(当該申請に係る分野の研究・産学連携など学術活動の水準等が国際的に見て 卓越性を持つと言えるか)

(2) 教育プログラムとしての卓越性

(当該申請が大学院における教育プログラムとして国際的に見て卓越性を持つと言えるか)

1-2. 書面審査の評価項目

書面審査においては、各申請について、以下の項目に関する評価を行った上で、総合評点を付すものとする。それぞれの評価に当たっては、「(参考) 公募要領に示した申請内容等」(P.8) も踏まえつつ評価する。

(1) 卓越性

- ・ 教育研究の観点、すなわち、プログラム担当者の水準、プログラムの教育研究の内容や構成、国内外の大学・研究機関等との連携による教育研究環境の構築、学生の質などを踏まえ、プログラムが国際的に見て特色や卓越性を持つものと言えるか。
- ・ 養成する人材像が高度な「知のプロフェッショナル」として世界的な水準から見て卓越したものであり、かつ、その目的に応じてふさわしい内容の国際的 に通用する教育プログラムが構築されているか。

具体的には、

- ① 教育研究の観点から、社会的に高い意義を持つ、又はイノベーション等に資する見込みがある人材育成上の課題が明確に示されているか。
- ② 養成する人材が世界の学術研究やイノベーションを牽引し、新たな学術領域や新産業創出などの社会的なインパクトをもたらすことや、基礎研究をはじめとする学術の飛躍的な発展に貢献することが期待されると判断できるか。
- ③ 事業趣旨及びプログラムの目的等に対し、上記のような高度な人材育成につながるカリキュラムの内容と規模が示されているか。
- ・ 「最も重視する領域」の観点から、学術活動の水準等の卓越性、及びこれを 前提とした教育プログラムとしての卓越性が示せているか。

領域①: 「我が国が国際的な優位性と卓越性を示している研究分野」については、当該研究分野において国際的な優位性と卓越性を示すと言

えるか (国内外の研究をリードし、その分野においてトップレベル の研究が行われているか、等)。

領域②: 「社会において多様な価値・システムを創造するような、文理融合領域、学際領域、新領域」については、新領域等での取組が、社会において多様な価値・システムを創造するようなものか否か。

領域③: 「将来の産業構造の中核となり、経済発展に寄与するような新産業の創出に資する領域」については、取組が将来の産業構造の中核になり経済発展に寄与する内容であるか、あるいは経済発展に寄与する可能性の高い新産業創出に資するものであるか。

領域④: 「世界の学術の多様性を確保するという観点から我が国の貢献が 期待される領域」については、世界的に独自の研究であり、その独 創性により学術界への貢献が期待されるものであるか。

- ・ 高度な「知のプロフェッショナル」を育成するために十分な国際性を備えた プログラムとなっているか。
- ・ プログラムの目的にふさわしい水準で教育研究の目標が設定されており、そ の目標が検証可能かつ明確な目標となっているか。
- ・ 修了者の想定される将来の進路や活躍が期待される業種・職種等から見た社 会的インパクトの観点から、養成する博士人材の数の設定は適切か。

(2) 構想の実現可能性

- ・ 申請に係る分野・領域における学術活動や人材養成等のこれまでの実績から、 申請された計画が実現可能なものであると言えるか。
- ・ 国内外の優秀な学生を集めることが見込めるか。また、学生確保の方策が具体的に示されているか。
- ・ 大学・企業など連携先機関との連携の内容が、協力を得られることが十分に 見込める実現可能なものであると判断できるか。
- ・ 構想の実現のために必要な実施・運営体制や教育研究環境、及びその整備計画は十分なものとなっているか。
- ・ 積算されている経費は真に必要なものとなっており、明らかに過大、不必要 な経費が計上されていないか。
- 学長を中心とした責任あるマネジメント体制が確保されているか。
- 構想の実現に向けた取組が、具体的かつ明確に説明されているか。

(3)継続性及び発展性

- ・ プログラムが申請大学全体の中長期的な改革構想の中で、戦略的に位置づけられているか。
- ・ 必要な教員、学外機関との連携、教育研究環境、実施運営体制の維持・確保・ 改善が中長期的に構想されているか。
- ・ プログラムの継続・発展のために多様な資源の確保・活用方策が考えられているか。
- ・ 資金計画は、数値とその裏付けとなる計画がそれぞれ具体的に示されており、 かつ中長期的に実現性が高いと判断できるものか。

- プログラムの内容に応じて、学内外資源が、中長期的な観点からふさわしい 水準になっているか。
- 博士課程教育リーディングプログラムに採択されていた場合、補助期間終了 後も当該プログラムに係る取組が継続されているか。
- 事業の継続及び発展に向けた取組が、具体的かつ明確に説明されているか。

(4) 大学院改革事業としての意義

- ・ 教育研究の観点から、当該大学の大学院全体のシステム改革の現状と課題を 踏まえた上で、取組がその解決につながるものであることが明確に示されてい るか。
- ・ 教育研究の観点から、取組が我が国全体の大学院の教育改革、システム改革 につながるものであると判断できるか。
- ・ 大学院全体の改革における本事業の位置付けが明確に示されているか。
- 本事業において複数のプログラムに採択されている場合のそれぞれの関係や 役割について、明確に示されているか。
- ・ 大学院全体の改革につながるという観点から、プログラムの設定学生数は適切か。
- ・ 大学院改革に向けた取組が、具体的かつ明確に説明されているか。

2-1. 以降の審査

以降の審査(合議審査(一次審査)、面接審査、合議審査(二次審査)、及び 委員会における審査)においては、上記の書面審査による審査意見及び上記の 評価項目を参考にしながら、個々の申請の内容を総合的に判断し評価を行う。

2-2. その他

審査はこの審査要項によるほか、審査を進めるに当たって必要な事項は審査・評価部会において定める。

(参考) 公募要領に示した申請内容等

【申請に係る要件】(公募要領3ページ)

- 学長の責任の下、大学本部が主体的に関わる体制を構築し、申請大学の大学院全体の改革を実現する観点から、プログラムの構築・実施、成果の波及、取組の継続性・発展性の確保等を図るものであること。
- 特に補助期間終了後に、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みとしての質が下がる ことがないようにすること。
- 高度な「知のプロフェッショナル」にふさわしい俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性が涵養されるよう、広範かつ一貫した教育課程を構築するものであること。

【期待される取組等】(公募要領3、4ページ)

以下は例示であり、必要に応じてそれぞれの観点から適切な取組を進めることが期待される。

<教育・研究力の観点>

- ・ 既存の研究科等や機関の枠を超え、博士課程前期・後期一貫した体系的な教育課程の編成による、 高度な研究を通じた組織的な教育の実施
- ・ 連携先との教育理念等の共通理解に基づいた取組
- ・ プログラムを通じて授与される学位の質保証 (Qualifying Examination (QE)、学位審査等)

<優秀な博士課程学生・教員を結集する観点>

- ・ 優秀な博士課程学生(5年一貫のプログラムに在籍する学生を言い、博士前期課程・博士後期課程・修士課程・一貫制博士課程及び医学・歯学・薬学・獣医学分野の4年制博士課程のいずれかに在籍する学生を含む。以下同じ。)に対する生活費相当額の経済的支援の実施(産学共同研究に参画する際はリサーチ・アシスタント雇用経費に計上等)
- ・ 優秀な社会人の博士学位取得促進(早期修了・長期履修制度の活用、民間企業等に在籍する者に対 する博士学位取得促進)
- ・ 大学と連携先機関との若手教員の人事交流及びそれを促進する仕組みの構築(クロスアポイントメント制度等の活用、大学からの派遣増のための民間企業等の協力を期待)

<人材育成の場として産学共同研究を活用する場合の観点>

- 産学共同研究の場への博士課程学生の効果的な参画
- ・ 博士課程学生が論文発表できる領域等に関する組織的な事前合意
- ・ 大学本部による関与・サポートを含めた民間企業等との「組織」対「組織」の連携・協力体制の構築
- ・ プログラムの継続・発展を図るための民間企業等による積極的な投資(大学が組織として対応する ために必要な間接経費を含む。)

【全般的事項(必須記載事項)】公募要領12ページ

- ・ 国内外の優秀な学生を、高度な「知のプロフェッショナル」、すなわち、俯瞰力及び独創力並びに 高度な専門性を備え、大学や研究機関、民間企業、公的機関等のそれぞれのセクターを牽引する卓越 した博士人材へと育成するため、国際的に通用する博士課程前期・後期が一貫した学位プログラムと しての内容(2.(4)審査の方針に掲げる内容を含む。)
- ・ 選択した「最も重視する領域」を中心とした各領域に関するプログラムが国際的な観点から見て有 している特色、卓越性、優位性に関する説明

- ・ 組織として学長を中心とした責任あるマネジメント体制を確保するための取組、申請大学全体の中 長期的な改革構想の中での戦略的なものとしての位置付け、高度な「知のプロフェッショナル」を輩 出する仕組みの継続性の担保と発展性の見込み
- ・ プログラムの継続、発展のための多様な学内外の資源の確保・活用方策

【個別記載事項(以下、記載内容は例示)】公募要領12、13ページ

マネジメントに関する事項

<プログラム>

- ・ 学内でのプログラムに対する理解及び学内の協力体制
- ・ 申請大学と連携機関等との間での、養成する人材像、3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)等についての共通理解の状況
- ・ トップクラスの優秀な学生を対象とすることを前提とした、適切かつ柔軟で継続性が見込める経済的支援の内容

<大学全般>

- ・ 優れた博士人材を育成する教育研究環境の確保、学位の質保証や国際通用性の確保、学外機関と の組織的連携等の申請大学全体の大学院改革を推進する取組等の学内への波及効果
- ・ プログラムの実効性の確保のための外部評価体制、PDCA サイクルの確立等によるプログラムの検証・改善の仕組み

○ 教育・研究に関する事項

- ・ 養成する人材が解決に寄与することが期待される社会的課題に関する説明
- ・ 申請大学や我が国全体の大学院改革を牽引する観点から、優れた人材の養成に関して特筆すべき プログラムの質保証や教育研究指導等の体制構築に関する取組内容
- ・ 多様な背景を持つ優秀な博士課程学生が、魅力ある教育研究環境の中で切磋琢磨し刺激し合い独 創的な研究を計画、実践させるための工夫
- ・ 優秀な教員の結集や若手教員を活用する観点から特筆すべき取組内容
- ・ プログラム担当者の国際的水準から見た教育研究実績
- ・ 修了者の適切なキャリアパスの構築も見据えた人材の育成・交流及び新たな共同研究の創出等が 持続的に展開される環境構築のための取組内容
- ・ 国内外から優秀な学生を獲得するための工夫(アドミッション体制の整備や学生のリクルート等)
- ・ 社会人の博士学位取得を促進する観点からの工夫
- ・ プログラムの履修に当たって学生に過度な負担が生じないような配慮の内容

○ その他の事項

- ・ 各大学のこれまでの取組(博士課程教育リーディングプログラム、卓越した大学院拠点形成支援補助金、グローバル COE プログラム、21 世紀 COE プログラム等の教育改革支援事業、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)、センター・オブ・イノベーション(COI)・プログラム、戦略的創造研究推進事業等の研究支援事業、卓越研究員事業その他大学の独自の取組等を含む。)との連携や成果の活用方策
- ・ 産学共同研究における研究推進体制や知財マネジメント等についての組織間での合意(又は合意に向けた協議)の状況

4. その他

- (1) 開示・公開等
 - 1)プログラム委員会の会議及び会議資料は、原則公開とする。 ただし、次に掲げる場合であってプログラム委員会が非公開とすることを決定し

たときは、この限りでない。

- ① 審査(人選を含む。)に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合 なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査・評価部会の会議及び会議資料につい ては、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。
- 2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- 3)審査結果(採択候補プログラム)は、文部科学省へ報告するとともに、採択プログラムの決定後、独立行政法人日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- 4) 委員等の氏名について
 - ① プログラム委員会の委員の氏名は、公表することとする。
 - ② 部会委員の分属及び専門委員の氏名については、採択後に公表することとする。

(2) 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ① 申請大学について
 - ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
 - ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請
- ② 連携先機関について
 - ・ 委員が現在所属する大学等に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請 委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性かある場合には速やかに 申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議において も当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

(3) 秘密保持等

- 1) 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 2) 委員として取得した情報(調書等各種資料を含む。)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 3) 委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きがけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。